(予防) 短期入所生活介護 運営規程

(事業の目的)

第1条

株式会社シルバーサービス福島苑が開設するサンライズ茂原(以下「事業所」という。)が行う(介護予防)短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営規程に関する事項を定める。本事業所は、要支援または要介護状態にある者に対し、適正な(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

事業所の従業者は、提供サービス計画に基づき、利用者が事業所においてその有する 能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その 他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。

- 2. 安定的かつ継続的な事業運営に努める。
- 3. サービス化の実施に当たっては、(介護予防) 短期入所生活介護の支援事業者、地域 包括支援センター、居宅介護支援事業者、その他地域の保健医療サービス又は福祉サ ービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、 総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一. 名 称 サンライズ茂原
- 二. 所在地 千葉県茂原市本納3356-1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (本体施設と兼務)
 - 管理者は、事業所の従業者の管理及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規程を厳守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員 1名以上 (本体施設と兼務) 生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な 助言その他の援助を行う。

- (3) 看護職員 2名以上 (本体施設と兼務) 看護職員は、常に利用者の健康状態を把握し、健康維持に努める。
- (4) 介護職員 入居者:職員 3:1以上 (本体施設と兼務) 介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資する ように、適切な介護を行う。
- (5)機能訓練指導員 1名以上 (本体施設と兼務) 機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のために訓練を行う。
- (6) 計画作成担当者 1名以上 (本体施設と兼務) 計画作成担当者は、利用者の心身の状況等を踏まえて、特定施設サービス計画を 作成する。
- (7) 栄養士 1名以上 (本体施設と兼務) 栄養士は、利用者の栄養管理を行う。
- (8) 医師 1名以上 (本体施設と兼務) 医師は、利用者の健康相談を行う。
- (9) 調理員 1名以上 (本体施設と兼務) 調理員は、栄養士の指示により利用者の調理を行う。

(入所定員及び居室数)

第5条

入所定員及び居室数は次のとおりである。

入所定員 6名

介護居室 2室

(介護予防) 短期入所生活介護の内容

第6条

介護サービスの内容は次の通りとする。

- (1)(介護予防)短期入所サービス計画の作成
- (2) 入浴(週2回)または清拭、排泄、食事等の介護
- (3) その他の日常生活上の支援・世話
- (4)機能訓練
- (5)健康管理
- (6) 相談及び援助
- (7) 利用者の家族及び地域との連携

(利用料その他の費用の額)

第7条

(1) 本事業所の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、(介護予防) 短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。

- (2) 前項に規定するもののほか、滞在費、食費、その他費用については、 ※ (介護予防) 短期入所生活介護保険適用外の費用参照。
- (3) 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- (4) 支払は当月末締めの翌月25日までの振込とする。

(通常の送迎の実施区域)

第8条

通常の送迎実施区域は、当施設から、片道 15km 以内の区域とする(茂原市・周辺市区町村を含む)。通常区域外の送迎については別表参照。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第9条

- (1) 事業所の利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。
- 一 利用者は、事業所の従業者の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、 相互の親睦に努めるものとする。
- 二 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出るものとする。
- 三 利用者は健康に留意することとする。
- 四 利用者は、清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。
- (2) 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。
- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を 侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- 三 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に事業所若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

(緊急時等における対応方法)

第10条

介護サービスの提供を行っているときの利用者の病状の急変、その他必要な場合は、 速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずる。

(非常災害対策)

第11条

事業者は、消防計画及び風水害、地震等の災害に対応するための計画を定め、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる ものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための基本方針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報し、その要因の除去に努める。

(その他運営に関する重要事項)

第13条

従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1)採用時研修 採用後3ヵ月以内
- (2) 継続研修 年2回程度
- 2. 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3. 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族 の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密 を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4. 看護職員または介護職員を本介護以外のサービス提供に当たる従業者と明確に区分するため、勤務表の掲示、制服を変える等の措置をとる。
- 5. 本事業所の利用者または他の事業所の利用者生命または身体を保護するため、緊急 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の 状況、緊急やむを得なかった理由等を記録するものとする。なお、詳細な手順等につ いては別に定めるものとする。
- 6. この規程に定める以外の、本事業所の運営に関する事項は、(株)シルバーサービス 福島苑と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和5年5月1日より施行する。

変更履歴

平成 15 年 8 月 1 日 制定 平成 18 年 4 月 1 日 改定 平成 19 年 2 月 1 日 改定 平成 20 年 1 月 21 日 改定

平成 21 年 1 月 29 日 改定 平成 24 年 3 月 1 日 改定 平成 25 年 2 月 1 日 改定 平成 25 年 11 月 1 日 改定 平成 26 年 4 月 1 日 改定 平成 26 年 12 月 1 日 改定 平成 27 年 4 月 1 日 改定 平成 27 年 12 月 1 日 改定 平成 28 年 8 月 1 日 改定 令和 5年 5月1日 改定

別表 (介護予防) 短期入所生活介護保険適用外の費用(税込)

1. 滞在費

	管理費	賃料 (非課税)	合計
個室	2,934 円	2,720 円	5,654 円
2 人室(窓側)	2,384 円	1,370 円	3,754 円
2人室(通路側)	2,384 円	1,150 円	3,534 円
4人室(窓側)	988 円	540 円	1,528 円
4人室(通路側)	988 円	450 円	1,438 円

·食費 1,980円/日

・行事費 お茶会 550円/回

·書道の会 2,096円/回

ホーム内カット 2,750円/回

・コピー 11円/枚

2. 送迎・外出介助

- (1) 通常区域外の送迎
 - ・起点は片道 15km を超えた地点から送迎場所までとなります。
 - ・送迎時間×下記賃率とガソリン代22円/kmがかかります。

※片道 15km 以内は介護保険の送迎加算の適応となります。

(2) 個人的な希望による外出介助

・外出時間×下記賃率とガソリン代 22円/kmがかかります。

(3) 賃率

看護職員	1 時間当り費用	ヘルパー	1時間当り費用
平日	3,080円	平日	2,200円
平日時間外	3,850円	平日時間外	2,750円
平日深夜	4,620円	平日深夜	3,300円
休日	3,850円	休日	2,750円
休日時間外	4,809円	休日時間外	3,436円
休日深夜	5,777円	休日深夜	4, 127円